

# 企画競争実施の公示

令和3年8月20日

国土交通省海事局  
総務課長 秋田 未樹

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

造船事業者及び船用工業事業者間における船用機器・部品の商流及び物流の改善に向けた調査研究業務

### (2) 業務内容

世界の造船市場においては供給過剰状態にあるなか、大規模な造船所を有する中国・韓国の造船所と比較して、我が国造船所は規模が小さいため、複数隻を短納期で一括納入するロット発注に対応できておらず、事業者の連携・協業を含む事業再編が必要である。新造船受注量については、コロナ禍により大きな影響を受けた昨年と比較すると、回復傾向にある一方、足元では鉄鋼価格が急騰しており、我が国造船業においては引き続き厳しい状況が続くことが想定される。こうした厳しい国際競争環境において、我が国船舶産業が引き続き世界と伍していくためには、造船事業者及び船用工業事業者の各社が十分に連携を行い、各社の強みを最大限に引き出し、建造工程の効率化の実現が求められる。

建造工程の効率化に向けては、数万点にも及ぶ多種多様な船用機器・部品を適切に調達・管理する必要があるところ、現状としては造船所毎に独自の仕様が存在している点や製品情報の収集に際して製品情報のデジタル化が進んでいないことで、情報収集に多くの時間を費やす等の非効率的な商流環境となっており、また、資機材の納期管理及び在庫管理手法が確立されていないため、船用機器・部品の調達・管理に多くの費用や時間を要する等の非効率的な物流環境となっている。

このような状況を改善するため、本調査事業では、造船事業者-船用工業事業者間における商流・物流環境の改善のための課題について整理すると共に、当該課題について先行事例を参考として、業界全体での実現可能な具体的方策の検討及び検証を行い、造船事業者-船用工業事業者の連携を促進することで、我が国造船業全体の抜本的な生産性を向上させることを目的とする。

### (3) 履行期限

令和4年3月22日(火)

## 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和1年度・令和2年度・令和3年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一参加資格)の役務の提供等において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。(但し、地方自治体を除く)
- (3) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 本企画競争は、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者(この項において「グループ」という。)の中から本企画競争に係る代表者を選定すること。その者は、グループを代表して、本企画競争に係る連絡調整等を国との間で行うものとする。なお、グループを構成するすべての者が上記(1)から(4)に記載する全ての要件に適合していることが必要である。また、共同提案を行う際には、企画提案書提出時に企画競争共同提案体協定書(別添様式)を添付すること。

## 3. 手続き等

### (1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省海事局船舶産業課 電話03-5253-8634 ファクシミリ03-5253-1644

### (2) 提案要領の交付

交付期間: 令和3年8月20日(金)から令和3年9月28日(火)17時00分まで

場所及び方法: (1)の場所で交付する。

なお、提案要領の交付を希望する場合は、予め(1)の担当部局まで事前連絡を行うこと。

### (3) 企画提案書の提出

提出期限: 令和3年9月28日(火)17時00分まで

場所及び方法: (1)の場所まで持参又は郵送(必着)すること。(郵送の場合は、配達証明が可能な方法によること)

(4) 説明会の日時及び場所

日時：令和3年8月27日（金） 14時30分

場所：中央合同庁舎3号館9階 国土交通省海事局第5会議室

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、事前に参加人数等を把握する必要があることから、説明会への参加をご希望される方は、令和3年8月26日（木）17時までに3.(1)に記載の担当部局宛てに、組織名・出席代表者名・出席人数・連絡先(電話番号及びメールアドレス)をご連絡ください。

※参加希望者多数等の場合は、出席人数の絞り込み又は電話等による説明に変更させていただく場合がありますので、ご了承ください。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

提出書類の内容を勘案し、必要に際して、個別にヒアリングを実施する。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は提案要領による。